

## 【アメリカ】Eメールプライバシー法案

連邦議会下院において、Eメールプライバシー法案（H.R.1852）の共同提案者が全議員の半数を超え（2014年7月10日時点で227名）、年内早期の成立が期待されている。同法案は、1986年電子通信プライバシー法（18 U.S.C. 2510 et seq.）を改正し、電子通信サービスプロバイダ等による顧客の通信内容の開示にかかる規制を強化するものである。現行法では、プロバイダの電子記憶装置等に保存された通信内容について政府機関が開示請求を行う場合、当該通信の保管期間が180日を超える場合は、必ずしも令状は必要とされない。改正案では、これを改め、通信の保管期間に関わりなく、プロバイダから通信内容の開示を受けた法執行機関に対しては開示後10日以内に、その他の政府機関に対しては開示後3日以内に、当該顧客に対して令状の写し及び通知文書を提供することを義務付ける。1986年法の不備については、これまでも、合衆国憲法修正第4条の観点から、デスクやキャビネットに保管される紙の文書との不均衡が指摘されていた。（海外立法情報課・岩澤 聡）

## 【アメリカ】銃の身代わり購入に違法判決

連邦最高裁は、2014年6月16日、自身の名義であると虚偽の申告をして叔父の代わりに短銃を購入した元警察官の行為に対して、5対4で違法とする判決を下した（*Abramski v. United States*, 573 U.S. \_\_ (2014)）。このケースでは、叔父本人に合法的に銃を購入する資格があったが、元警察官は自分の古い（警察の）身分証明証の使用による割引価格での購入を申し出た。裁判官の意見は、「武器の販売の合法性にかかる重要な事実において故意に虚偽の陳述を行うこと」を違法とする連邦法の規定（18 U.S.C. 922(a)(6)）の適用をめぐって二分された。多数派を代表するケイガン（Elena Kagan）裁判官は「連邦法の下では、銃を購入し、取得する者の身元証明以上に重要な情報は存在しない」と主張し、一方、反対の立場をとるスカリア（Antonin Scalia）裁判官は、「法規の曖昧さは被告の有利に判断することが妥当であるという点からも、該当の規定は今回の判決の根拠となるものではない」と表明している。（海外立法情報課・岩澤 聡）

## 【EU】通貨偽造に対する刑事法上の対策強化

欧州中央銀行によれば、2013年下半期に回収された偽造ユーロ紙幣は353,000枚で、上半期に比して11.4%増加した。また欧州委員会の調査では、2013年に回収された偽造ユーロ硬貨は175,900枚に上る。2002年に単一通貨ユーロが導入されて以来、偽造による損失は少なくとも5億ユーロに達する。2014年5月15日、欧州議会とEU理事会は、ユーロ及び他の通貨の偽造に関して刑事法上の対策を強化する指令（Directive 2014/62/EU）を採択した。これは、加盟国間の関連法規に大きな差異があるために、偽造を十分に効果的に抑止できていないという認識の下、2013年2月に欧州委員会から提案されていたものである。指令では、偽造通貨の流通に係る自由刑について最高刑の下限を5年に設定する、押収した偽造通貨が司法手続中であっても遅滞なく分析等を可能にして他の偽造通貨の発見と流通防止につなげること等が規定されている。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】循環経済のための政策パッケージ

2014年7月2日、欧州委員会は『循環経済に向けて：欧州のための廃棄物ゼロ計画』（COM(2014)398final）を始めとする5つの政策文書を公表した。これは、貴重な資源の再利用・再生利用等を一層推進して、その方向性に基づいた新しいビジネスモデルを構築し、雇用と経済成長を新たに創出し、最終的な廃棄物を削減して環境への負の影響を減少させるという枠組を示すものである。政策文書は、例えば環境への配慮に関連した部門での雇用（green employment）について、廃棄物の更なる削減で新たに40万人以上の職を生み出せるとしている（COM(2014)446final）。また、中小企業に向けた行動計画（COM(2014)440final）やEU全体のエネルギー消費の約50%に関係する建築部門の資源効率に関する文書も出されている（COM(2014)445final）。さらに、自治体の廃棄物の再利用・再生利用の割合を2030年までに70%にまで高めるという目標等を含んだ、既存の6つの指令の改正案も提示されている（COM(2014)397final）。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】医薬品の共同調達協定

2014年6月20日、EU加盟国のうちイギリスなど15か国が、医薬品等を共同で調達する協定に署名した。これは、加盟国が国境を越えて大流行に至った感染症等に対処する際に、必要なワクチンやその他の医薬品等を、量的に不足なく適切な価格で入手可能とする枠組を構築するもので、2009年の新型インフルエンザ（H1N1）大流行の際のワクチン購入で困難を経験したことが発端である。実際の調達においては、新たに設置された共同調達協定運営委員会が共同購入の対象等を決定し、欧州委員会が協定締結国を代表して行動する。協定は、2013年10月22日に欧州議会及びEU理事会によって採択された「健康に対する国境を越えた重大な脅威についての決定」（Decision No 1082/2013/EU）の第5条に基づいており、10か国の批准により発効する。なお、未署名の加盟国のうちドイツ等の8か国が、今後署名に加わる意思を示している。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【イギリス】2014年上院改革法

イギリスの上院が非公選制であることへの批判は根強く、20世紀末から様々な改革が行われた。1999年には多くの世襲貴族が議席を失い、2009年にはそれまで上院が兼務していた司法機能が最高裁判所に移管された。2012年には政府は議席の上限を450とし、内360を公選する法案を提出したが、成立しなかった。こうした中、同意を得やすい問題を限定的に是正することを目的とした議員立法が提出され、2014年5月14日に成立したのが2014年上院改革法である。主な規定は、①終身であった議員職を辞任できるようにし、②一會期を通じて許可なく欠席した議員を除名し、③12か月を超える拘禁刑を受けた議員を除名する、等である。ただし①については、辞職した上院議員が下院に立候補することを制限する規定がなく、上院がそこで実績を作って下院に鞍替えすることを目指す者の腰かけとなり、上院の独立性が損なわれるとの危惧も表明されている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【イギリス】 諜報機関によるインターネット通信傍受とその法的側面

2013年7月8日、複数のNGOがインターネット通信傍受に関連してイギリス政府を訴えた。訴因は、①アメリカにサーバーのあるGoogle、Yahoo、Facebook、Twitter等を経由したイギリス在住者の通信データをアメリカ当局から受け取っていること（プリズム計画）、②海底の光回線経由で国外に出るデータを無差別に傍受していること（テンポラ計画）である。原告は、通信傍受には対象を指定した令状が必要と定めた2000年調査権限法（RIPA）に①のような措置に制約をかける規定がないことを問題視し、また②のような大量データ収集が欧州人権条約に違反すると訴えている。2014年5月16日の公判に出廷した政府の対テロ最高責任者チャールズ・ファー氏は、②については安全保障の理由から言及を避け、①については問題の通信がRIPAの定める「国外の通信」であり、個人を指定しない令状で運用が可能であると主張した。これに対し、RIPAが時代遅れで、ソーシャルメディア普及を踏まえた法制改革が必要とする声が出ている。（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【イギリス】 核抑止力の更新—超党派委員会の報告—

現在イギリスは、4隻の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）を保有し、常時1隻を出動させることで核抑止力を担保している（継続海上抑止）。SSBNはいずれも2024年までには耐用年数を迎えるが、その更新については連立政権内で意見が割れ（保守党が4隻体制維持を、自由民主党が3隻への削減を主張）、結論は次期総選挙後の2016年に先送りされている。これを受けて、NGO主導で旧国防相経験者2名を含む超党派議員による委員会が設置され、核抑止力保持の是非を含めた検討を行い、2014年7月1日に報告書を発表した。報告書は核による攻撃又は恫喝に対しては、いかに可能性が低くとも備えが必要とし、コスト面から核弾頭の射出方法としてSSBNの継続を支持する。また核抑止力が必要となる状況としては、核保有国が攻撃的対外姿勢をとることを一番現実的なシナリオと想定しており、具体的には昨今のロシアが挙げられている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【フランス】 捜査及び予審におけるジオロケーションの利用の厳格化

ジオロケーションとは、人や物の位置情報を測定する技術（GPS等）であるが、法律上、明確な規定がないまま捜査等に広く利用されていた。2013年10月22日に、最高裁判所である破毀院は、捜査等でのジオロケーションの濫用が欧州人権条約第8条の私生活の尊重の権利を侵害するおそれがあるとの判決を下した。そこで、「ジオロケーションに関する2014年3月28日の法律第2014-372号」が制定された。同法により、ジオロケーションの利用は、5年以上（脱獄等の特定の軽罪は3年以上）の拘禁刑に処すべき重罪又は軽罪の捜査又は予審等の特定の場面に限定された。捜査については、大審裁判所検事正（検事局の代表者）の許可により最大15日間、予審については、予審判事（予審を担当する判事）の許可により最大4か月間、ジオロケーションを利用することができる。当該利用期間は、自由及び勾留判事（被疑者の未決勾留及びその更新を決定する権限を有する）の許可により、1か月延長することができ、再延長も可能である。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 刑事手続における被疑者の権利強化

刑事手続における被疑者の権利に関する 2012 年の EU 指令の国内法化の期限が 2014 年 6 月 2 日に迫っていたため、「刑事手続において情報を得る権利に関する 2012 年 5 月 22 日の欧州議会及び理事会指令 2012/13/EU の国内法化に関する 2014 年 5 月 27 日の法律 2014-535 号」が制定され、主に刑事訴訟法典が次のように改正された。従来、任意出頭するなどして、身柄を拘束されずに取調べを受ける被疑者（非拘束被疑者（suspect libre））の権利については、警察留置（garde à vue）を受ける被疑者とは異なり、明確な規定がなかった。そこで、改正により、取調べの前に、非拘束被疑者に対し、弁護士の立会い、罪状の通知及び通訳の同伴を求める権利、取調室から退出する権利、黙秘権等の権利を通知することが義務づけられた。また、警察留置を受ける者の権利も強化され、警察留置後直ちに、罪状及び留置の理由が通知されることとなった。さらに、警察留置を受ける者は、調書や医師の診断書等を閲覧することができるようになった。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 重病の子の親への休暇の譲渡

病気等の子の看護のために、親が利用できる休暇制度はいくつかあるが、その大部分は無給休暇であり、親の負担が大きい。他方、一部の大企業では、労使間交渉に基づき、子の看護休暇が必要な同僚に休暇を譲渡する制度を導入している。このような制度を全ての被用者が利用できるように、「重病の子の親への休暇の譲渡を認める 2014 年 5 月 9 日の法律第 2014-459 号」が制定された。被用者は、自ら申請し、雇用主と合意の上で、病気、障害又は事故により付添看護が必要な重い症状（医師の証明が必要）にある 20 歳未満の子を持つ同僚に、自身の未取得の休暇の全部又は一部を匿名かつ無償で譲渡することができる。譲渡することができるのは、年間の有給休暇のうち 25 日目以降にあたる休暇である。休暇を譲渡された者には、休暇中も給与が支給される。また、休暇中も通常の勤務をしたものとみなされ、勤続年数に算入される。当該規定は、公務員及び軍人にも適用されるが、詳細は、今後デクレ（政令）で定める予定である。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【ドイツ】 容器包装令の改正

容器包装された商品の製造業者及び販売者は、容器包装ごみを回収及び再利用する義務を負う。これらの製造業者や販売者は、デュアル・システムという容器包装ごみの回収会社を 1990 年に共同で設立した。製造業者や販売者は、デュアル・システムに料金を支払い、デュアル・システムが回収等を代行している。従来、製造業者や販売者が、飲食店や病院等の事業者で生じる容器包装ごみを別途の手配により回収し、必要な証明を行う場合には、その分についてはデュアル・システムに料金を支払う必要がなかった。しかし、飲食店等で生じる容器包装ごみの量が実際より多く計上され、デュアル・システムが実際に回収する容器包装ごみは年間 230 万トンであるのに対し、支払われた料金は 80 万トン分にすぎないという状況が生じていた。この状況を改善するため、2014 年 7 月に容器包装令が改正され（BGBl. I S.1061）、必要な証明の要件が厳格化された。改正容器包装令は、2015 年 1 月 1 日に施行される。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】 公的医療保険法の改正

公的医療保険の保険者である疾病金庫は、2014年現在、131存在する。疾病金庫は、元来、自由に保険料率を設定していたが、2009年に全国一律の保険料率が導入され、現在の保険料率は、15.5%（雇用主 7.3%、被用者 8.2%）である。赤字の疾病金庫は、独自に追加保険料を徴収する。疾病金庫は、法定の医療に加え、一部独自のサービスも提供しており、国民は、追加保険料やサービスを参考にして疾病金庫を自由に選ぶことができる。しかし、実際に追加保険料を徴収する疾病金庫の数は少なかったため、公的医療保険の財政維持及び経済的で質の高い医療の提供には、疾病金庫間の保険料率の競争を促進することが必要との認識から、公的医療保険法が2014年7月に改正された（BGBl. I S.1133）。改正法は、2015年1月1日に施行される。改正により、保険料率は14.6%（雇用主及び被用者とも 7.3%）に引き下げられる。これにより疾病金庫の収入が減る分、追加保険料を徴収する疾病金庫が増えると予想されている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】 ゲッター内の労働に対する年金支給要件の見直し

2002年のゲッター年金法（BGBl. I S.2074）により、戦争中ナチスに迫害されてゲッターに居住し、労働を行ったユダヤ人は、当該労働を行った期間に年金保険料を納付したとみなされ、2003年6月30日までに申請すれば、1997年7月に遡って年金を受給する権利を得た。しかし、年金制度において労働と認められるのは「自発的な労働」であるのに対し、ゲッター内の労働は強制労働であるので、年金ではなく補償の対象となるという連邦社会裁判所の判例があり、申請の90%は却下されていた。連邦社会裁判所は、2009年に判例を変更し、「自発的な労働」の基準を緩和した。これを受け、申請が却下された者の半数以上が、2005年に遡り、45%増しの年金受給を認められた。これは、社会保険の手続規定が遡りの上限を4年としていたためである。状況を更に改善するためにゲッター年金法が2014年7月に改正され（BGBl. I S.952）、1997年まで遡って割増なしの年金受給を選択することが可能となるとともに、年金支給対象も拡大された。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【スウェーデン】 警察の組織改編と汚染 DNA 型排除データベース法

スウェーデン警察は、国家警察委員会（RPS）に統括される21の地方警察、科学捜査研究所及び公安警察からなる組織であるが、中央の地方警察への権限がやや弱く、警官等に適用される服務規程やITシステムが不統一である等の問題があった。これを解決し、警察組織の改編を行うため200強の関連法を改正する議案が成立した。RPSの一部門であった公安警察は別機関として独立し、RPSと地方警察と科学捜査研究所は、新たに警察庁を組織する。2つの新機関は、2015年1月1日に発足する。また、同議案において併せて提案されていた汚染DNA型排除データベース設置に関する法案も成立し（2014:400）、2014年7月1日に施行された。汚染DNA型排除データベースとは、警察官、科学捜査官等の捜査関係者のDNAをあらかじめ採取し、DNA型をデータベース化するもので、証拠が犯人以外のDNAで汚染された可能性がある場合も、これと照合することにより捜査関係者の汚染DNA型については、効率的な排除が可能となる。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【スウェーデン】 金融市場監視のためのデータベース設置法

金融市場の安定性の維持並びに金融機関の監督及び監視を目的として、スウェーデン国立銀行と金融監督庁は、法律及び規則等に基づき、銀行、金融機関、投資ファンド、信販会社、証券会社、保険会社等から、定期報告、四半期報告書等の各種のデータを入手することが認められている。これらのデータの収集及びデータベース化を、両機関がスウェーデン統計局に対して依頼することを認める法律（2014:484）が、2014年6月5日に公布され、8月1日より施行された。これとともに、国立銀行法（1988:1385）、情報公開及び秘密保護法（2009:400）ほか、関連の法律も改正された。この金融市場監視のためのデータベースの作成及び保持は、スウェーデン統計局が行うが、スウェーデン国立銀行及び金融監督庁は、同データベースに直接アクセスして使用することが認められる。金融市場監視のためのデータベースには個人情報を含んではならない。また、データは機密扱いとしなければならない。統計のみを目的として収集してはならない。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【ロシア】 体育・スポーツ法の改正

2014年6月24日、2014年度連邦法第170号「連邦法「体育及びスポーツについて」の改正について」が施行された。連邦法「体育及びスポーツについて」（以下、「体育・スポーツ法」という。）は2007年に制定された法律であるが、今回の改正により、「国家的スポーツ種目（национальные виды спорта）」の概念が導入された。改正された体育・スポーツ法第2条第5項によると、国家的スポーツ種目とは、歴史的に特定の民族集団内で発展を遂げてきた種目、社会的及び文化的な意義を持つ種目並びにロシア連邦内で発展過程にある種目を指す。今回の改正では、これらの種目をスポーツ省の全ロシア・スポーツ種目リストに記載して知名度向上を図ることや、競技団体を設立して全ロシア・スポーツ連盟に加盟させることなどによって国家が積極的に支援するとしている（第14条第10項）。ロシア政府は2014年、ソ連時代の国民的な体育訓練制度である「労働と国防のための訓練」を復活させるなど、体育・スポーツ振興を推進している。（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【韓国】 他人名義口座の禁止

1993年、犯罪や脱法行為への悪用を防ぐため、金融機関に対し、当該機関と取引する者が実名で取引しているかどうかを確認することを義務付ける金融実名制が導入された。しかし、金融機関と取引する者に対しては、自分の実名で取引することが義務付けられていなかったため、他人の実名を用いた他人名義口座が犯罪や脱税等の脱法行為に悪用される事件が後を絶たなかった。2014年5月28日、金融実名取引及び秘密保障に関する法律が改正され、金融実名制が大幅に強化された（同年11月29日施行）。法改正により、犯罪や脱法行為を目的とした他人名義での金融取引を禁止する条項が新設され、違反した場合は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処されることとなった。家族間・同窓会等のための利用を目的とした他人名義口座の利用は認められる。ただし、今回の法改正により、他人名義口座に保有されている資産は、名義人が所有しているものと推定する条項も新設された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】地域人材の育成

地方の就職難や地方大学の競争力低下に伴う人材の流出を防ぎ、地域の均衡ある発展に資する人材を育成することを目的として、2014年1月28日、地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律が制定された（一部条項を除き同年7月29日施行）。同法制定により、教育部（部は省に相当）長官による5年ごとの地方大学及び地域均衡人材育成支援基本計画の策定、地域均衡人材育成支援委員会（教育部長官所轄）の設置、中央行政機関及び地方公共団体の長による地域均衡人材雇用影響評価の実施等が規定された。また、国及び地方公共団体（首都圏を除く）に対し、新規採用公務員のうち、地方大学（地方公共団体については当該地域の大学）出身者を一定割合以上確保するための計画の策定・実施が義務付けられるとともに、地方大学の長に対し、医学部、歯学部、薬学部等の入学者の一定割合以上を、当該地域の高校出身者とするための努力義務が課せられる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】発達障害者の権利保障及び支援

障害者福祉法をはじめとする既存の障害者関連法制は、障害者全体を対象とするか、又は身体障害者を中心とした法体系となっており、約20万人いるとされる発達障害者（知的障害者を含む）のための法整備が相対的に遅れていた。2012年5月30日、与党セヌリ党所属議員により関連法案が国会に発議され、その後の国会審議及び他の関連法案との一本化を経て、2014年5月20日、発達障害者の権利保障及び支援に関する法律が制定された。同法の制定により、3年ごとの発達障害者及びその家族の実態調査の実施、検察及び警察における発達障害者専門担当者の配置等が規定されるとともに、保健福祉部（部は省に相当）長官に対し中央発達障害者支援センターの設置が、広域自治体の長に対し地域発達障害者支援センターの設置が、それぞれ義務付けられた。地域発達障害者支援センターでは、発達障害者一人一人の個別の支援計画の策定をはじめ、様々な支援が行われる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【中国】刑事裁判手続の迅速化

「最高人民法院、最高人民検察院に対する一部地域における刑事事件裁判迅速化の試行実施の授権に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が2014年6月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会第9回会議で採択された。2013年の統計によれば、中国における刑事事件の総件数は約105万件、判決の約38%は1年以下の刑である。このように、軽微な事件が大きな割合を占める中で、処理の迅速化、手続の適正化などが課題となっていた。今回の決定は、事実が明らかで証拠が十分であり、被告人が罪を認め、当事者が法律の適用について異議がない危険運転、交通事故、窃盗、詐欺、傷害等の比較的軽微な、1年以下の懲役、拘留若しくは保護観察、又は罰金のみ処すべき事件を対象として、裁判手続を刑事訴訟法の規定よりもさらに簡素化するものであり、北京、天津、上海、重慶、瀋陽、大連、南京、杭州、福州、厦門、済南、青島、鄭州、武漢、長沙、広州、深圳、西安の全国の主要な18都市で2年間試行される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】食品安全法改正案

現行の食品安全法（2009年2月28日公布、同年6月1日施行、全104か条）は、食品衛生法（1995年制定）を廃止し、それに代えて、食品の安全管理を強化し国民の健康及び生命の安全を保障することを目的として制定された。しかし、現行法の施行後も食の安全を揺るがす問題が後を絶たないことから、法的規制を一層強化するため、制定から5年で大幅な法改正が行われることになった。2013年10月に公表された全134か条から成る改正案は、意見公募を経てさらに修正され、全159か条となって2014年6月、全国人民代表大会常務委員会に提出された。改正案は審議後、再び意見公募が行われている。今回の改正の重点は、①リスク管理の徹底、②食品のトレーサビリティの制度整備と監督強化、③違法行為の厳罰化であり、乳幼児用食品や保健機能食品に対する厳格な管理、食品のネット販売における実名登録制度、食品メーカーの民事賠償責任の拡大、通報への報奨、食品安全責任保険制度の導入などの内容が含まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】薬物禁止対策の強化

2014年7月6日、中国共産党中央委員会及び国務院の連名による政策方針文書「薬物禁止対策の強化に関する意見」が発表された。中国の薬物依存者数は、中国公安省の公式統計で約258万人、実際には1000万人を超えるとみられている。薬物による直接的な損失金額も、年間約数千億元に上ると推計されている。中国政府はこれまでも薬物を厳しく取り締まってきたが、国外からの流入も含め薬物の蔓延はますます加速しているのが現状である。「意見」は、薬物禁止対策を国の安全保障戦略並びに国内の安定及び法治の推進における重要事項と位置付け、「予防中心、総合管理、栽培・製造・販売・使用の一体的な禁止」の方針の下、各地方政府及び関係省庁に一層の対策強化を求めている。薬物予防教育の強化、薬物依存者のリハビリ体制の整備、陸海空及びインターネット上の薬物取締体制の強化拡充、麻薬向精神薬原料の管理強化、薬物禁止に関する国際協力の推進等の内容が含まれる。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【オーストラリア】連邦議会上院勢力分野の微妙な変化

連邦議会上院議員の任期は選挙後の7月1日に始まるので（憲法第13条）、2013年9月の選挙結果を反映して2014年7月に勢力分野の変化が生じた（右表参照。定数76。政党名は仮訳）。野党の労働党と緑の党の合計が過半数を割り、アボット政権は、6月までに上院で否決された環境関係の法案や、上院で修正の上可決した社会保障関係法の改正案を含め次々と審議を進めようとしている。対決法案では中小政党の動きが重要になる。他方、上院議員の選挙制度（州ごとの単記移議式比例代表制）に採用されている「グループ投票チケット」制（選挙時に中小政党との合従連衡を容易にする効果がある）の見直しを求める声もあり、中小政党に注目が集まっている。

政党(*が与党)	6月	7月
自由党*	28	26
国民党*	5	4
地方自由党*	1	1
自由国民党*	-	2
労働党	31	25
緑の党	9	10
パーマー連合党	-	3
自由民主党	-	1
民主労働党	1	1
家族が第一党	-	1
自動車愛好者党	-	1
無所属	1	1

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

### 【カンボジア】 中国への女性人身売買撲滅のための覚書の準備に着手

2014年7月2日、カンボジアと中国の当局が、カンボジアから中国への女性の人身売買撲滅に関する覚書の草案作りに取り掛かっていると、現地英字紙カンボジア・デイリー電子版が報じた。カンボジア内務省人身売買対策・青少年保護課長によると、覚書の起草に取り掛かった背景には、カンボジアと中国両国の空港で、人身売買容疑による逮捕が相次いでいることがある。同省によると、2013年に、結婚を装った中国への違法な女性売買が12件報告され、空港で20人が逮捕され、36人の女性が救出された。2014年に入ってカンボジアでは、2月に、カンボジア人女性を売春宿で働かせるために中国に渡航させようとしたとして、中国国籍者2人を含む5人がプノンペン空港で逮捕され、3月には、ラタナキリとタケオ両県出身の4人の女性の家族が、彼女たちが嫁いだ先の中国人の夫から奴隷同様の扱いを受けているとして、彼女たちの帰国を求めて申立てを行うなど、カンボジア女性の人身売買に関連する事案が相次いでいる。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)

### 【ラオス】 マネーロンダリング及び対テロ組織資金提供防止法の成立間近

2014年6月20日付政府系英字紙ヴィエンチャン・タイムズ電子版によると、ラオス国会が、マネーロンダリングとテロ組織への資金提供を防止する法律の準備をしている。近く開催される予定の第7期国会第7回本会議での制定に向けて、草案はすでに包括的検討のために国会閉会中の審議に付されていると報じられている。ラオスでは、2005年11月の刑法改正で、マネーロンダリング及びテロ組織への資金提供がそれぞれ犯罪行為として定められ、テロ組織への資金提供については最高刑が死刑とされている。さらに2006年3月に、マネーロンダリング防止に関する首相令第55号が公布されている。審議中の新たな法案が成立すれば、犯罪行為についてより厳密な定義がなされ、既存の首相令以上に包括的な対策を講じることができるとともに、マネーロンダリングとテロ組織への資金提供の防止のための国際的な取組にラオスも加わることができると期待されている。第7回本会議は、2014年7月7日から開催されている。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)